報道資料

総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

行政相談シンボルマーク

平成 30 年 3 月 6 日
沖縄行政評価事務所
（所長　高江洲　辰也）

支給漏れがある生活保護費の全額遡及支給について

―行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん―

総務省沖縄行政評価事務所は、支給漏れの生活保護費の遡及支給についての行政相談を受け、民間の有識者から構成する行政苦情救済推進会議（座長：渡名喜庸安　琉球大学理事）に諮り、「行政の事務処理ミスによる支給漏れであるため、一般市民感覚としては、3 か月を超えて遡及しないとする宮古島市の判断は疑問である。宮古島市は、全額遡及する方向で厚生労働省と対応を協議する必要がある。」などの意見を踏まえて、平成 30 年 3 月 6 日、宮古島市に対しあっせんしました。

1　行政相談の要旨

生活保護を受けているが、市の担当者から「沖縄本島の高校に進学した子供の保護費について支給漏れがあった。支給漏れのうち、3 か月分については遡及して支給するが、それ以上遡って支給することは困難である。」との連絡があった。市のミスで発生した支給漏れであるのに、遡って全額支給されないことに納得がいかない。

2　支給漏れがある生活保護費に係る宮古島市の対応と他自治体の例

本件生活保護費の支給漏れについて、宮古島市では、支給漏れのあった 2 年 5 か月分のうち、厚生労働省が示した遡及支給の限度期間（3 か月分）のみの遡及支給を行っているが、それ以前の期間については、支給する根拠規定がないとして支給していない。

一方、全国の他の自治体においては、厚生労働省と個別に協議するなどにより、支給漏れがある生活保護費の全額について遡及支給している例がみられる。

3　あっせんの要旨

宮古島市は、相談者が本来最低限度の生活を保障されるため支給されるべき生活保護費を確保する観点から、厚生労働省と協議するなどにより、支給漏れがある生活保護費の全額遡及支給に向けた対応を検討する必要がある。

＜参考＞生活保護制度の概要

〇生活保護の目的：生活保護制度は、生活に困窮する国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としている。

〇生活保護の種類：生活扶助（日常生活に必要な食費・被服費・光熱費等の費用）、住宅扶助（アパート等の家賃）、教育扶助（義務教育を受けるために必要な学用品費）等、８種類

〇支給漏れの対応：行政側の事務処理のミスによる生活保護費の支給漏れへの対応については、生活保護法等の法令上の定めは特に無いものの、厚生労働省の方針等が示された生活保護手帳別冊問答集（2017 年版）によると、ⅰ）一旦決定された行政処分をいつまでも不確定にしておくことは妥当ではない、ⅱ）３か月を超えて追加支給することは、扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当ではない等との理由から、遡及支給の限度は、３か月程度（発見月からその前々月まで）と考えるべきであるとされている。

（注）行政苦情救済推進会議とは

行政苦情救済推進会議は、管内の行政に関する苦情事案のうち、行政機関の判断だけでは救済困難な事案及び国民的立場に立った救済を推進すべき事案を中心とする苦情事案の処理等について民間有識者の意見を反映させることにより、その公平性・中立性及び的確性の一層の確保を図り、もって国民的立場に立った苦情救済活動・行政監視活動の効果的な推進等に資することを目的としており、民間の有識者から構成される。

（行政苦情救済推進会議の構成員）

渡名喜　庸安（座長）	琉球大学理事（副学長）
玉城　常邦	（株）琉球新報社論説委員長
古波鮫　勝美	沖縄行政相談委員協議会会長
備瀬　ヒロ子	（株）都市科学政策研究所取締役・顧問
宮國　英男	弁護士（元沖縄弁護士会会長）
山城　勝	（一社）沖縄県経営者協会常務理事

【問合せ先】　総務省　沖縄行政評価事務所
主任行政相談官（友利）
行政相談官　　（長嶺）
電話：098-866-0148